(案)

令和4年度

港湾環境整備負担金の負担対象工事の指定について

令和4年12月

横浜港港湾管理者 横浜市

港湾環境整備負担金について

○制度概要

本制度は、港湾法第43条の5の規定に基づき、港湾管理者が 実施した港湾環境の整備・保全等を図る工事に要した費用の一 部を、受益者負担の観点から、臨港地区又は港湾区域内にある 工場、事業場等に係る事業者の皆様にご負担いただくものです。 具体的には、横浜市港湾環境整備負担金条例にて運用しており ます。

○負担対象事業者

臨港地区又は港湾区域内にある工場又は事業場の敷地面積の 合計が1万平方メートル以上の事業者

○負担対象工事

- ・ 港湾環境整備施設の建設又は改良の工事
- ・ 港湾環境整備施設の維持の工事
- ・ 港湾における漂流物の除去その他の清掃

令和4年度負担対象工事の指定に関する一覧表

工事の 種 類	工事の 名 称	工事が 実施された場所	工事の完した日	工事に 要した費用	負担区域	負担の 割合	負担金の額の計算 の基礎となる当該 工事に係る負担区 域内にある工場又 は事業場の敷地の 面積等の合計
港湾環境 整備施設 の建設又 は改良の 工事	緑地の 建設の 工事	本牧ふ頭地区 内港地区		円 81, 125, 000	臨港地区	1/8	m² 27, 012, 252. 18
港湾環境 整備施設 の維持の 工事	緑地の 維持の 工事	大黒ふ頭地区 神奈川地区 山下ふ頭地区 新山下地区 本牧が頭地区 本牧沢地区 金沢地区 鶴見地区 磯子地区 内港地区	令 4年 31日 で	円 218, 708, 875	臨港地区	1/2 1/8 1/16	m² 26, 420, 561. 10
港湾にお ける漂流 物の除去 その他の 清掃	海面清掃	横浜港港湾区域内		円 162, 351, 637	臨港地区 及び 港湾区域	1/2	m² 27, 763, 924. 18

港湾環境整備負担金負担対象工事位置図

